質問のポイント

コールセンター業務の過大請求について

- 市の管理責任についての石井登志郎市長の認識は?
- 2 再委託の実態は?
- 3 6月開始予定の総合コールセンター事業で過大請求をどう防ぐのか?

健康長寿のために

- 高齢者の健康状態を把握せよ!
- 2 健康ポイント事業の周知を図れ!

名神湾岸連絡線について-

- 国の環境影響評価手続きは県の条例に準拠していないのでは?
- 2 事業の詳細スケジュールの提示を国に働きかけよ!

国による環境影響評価手続きが兵庫県環境影響評価に関する 条例に準拠することについての公式見解

国土交通省や兵庫県、高速道路会社などが「周辺の住環境や景観に対する影響とその対策について丁寧に検討すべきとの関係地方公共団体からの意見も踏まえ、国が県の条例の規定に準拠した手続きを進める」ことで合意。

平成30年3月6日の 平成29年度第1回 兵庫県幹線道路協議会 青山弘・都市局長(当時)が「名神 湾岸連絡線は、本来、環境影響評 価が必要となる事業規模ではご ざいませんが、国が県条例の規定 に準拠して、専門家の意見も踏ま えながら必要な手続に取り組む ものであり、その中で地元の御意 見等もお聞きすることとしており ます」と答弁。 井戸敏三知事(当時)が「環境については、国が昨年度から県条例に準拠した環境アセスメント手続に着手し、昨年8月に現況調査や影響予測、評価の方法について、地元説明会を実施しました」と答弁。

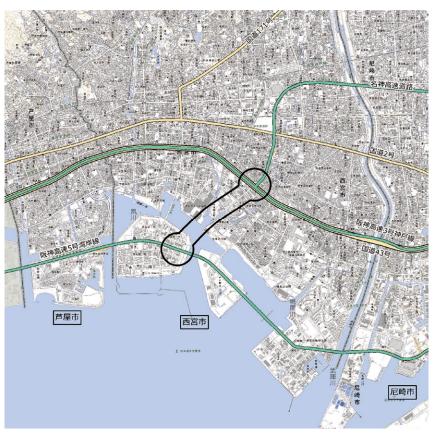
令和元年6月19日の 兵庫県議会6月定例会

平成31年2月28日の 西宮市議会3月定例会

一般質問配布資料 (令和5年2月28日) 菅野 雅一(会派・ぜんしん)

国による名神湾岸連絡線の 環境影響評価などの手続き 概要書の作成 (平成30年8月) 公告・縦覧(概要書) 説明会の開催 市長の意見 住民等の 意見 知事の意見 環境アセスメントの 佐示(令和元年8月)都市計画審議会にルート案を市の 方法の決定 環境影響に係る 調査・予測・評価の実施 (菅野注釈) 概要書手続きに戻る必要があった。 準備書の作成 の条例に準拠するなら、ルート案の 示で事業実施区域が変更されたから (令和2年3月) 公告・縦覧(準備書) 説明会の開催 市長の意見 住民等の 意見 知事の意見 評価書の作成 (令和3年1月) 評価書の公告・縦覧

新規事業化(令和3年4月)



概要書(平成30年8月作成)に掲載された都市計画道路事業実施区域位置図



準備書(令和2年3月作成)に掲載された都市計画道路事業実施区域位置図